

2019年度大磯町プレミアム付商品券 取扱店募集要綱

目 的

消費税・地方消費税率引上げに伴い低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起と地域経済の活性化を図ることを目的とします。

取扱店について

大磯町内に店舗等を有し商品券の取扱を希望する事業所

小売業、飲食店業、洗濯業、理美容業、運輸通信業、通信販売業、新聞購読料ほか
物品の販売又は貸付若しくは役務の提供に関する事業

※プレミアム付商品券発行事業の趣旨に反する場合、取扱店の受付をお断りしますのでご了承ください。

商品券の発行者

大磯町・大磯町商工会

商品券の利用の対象

個人消費に対する販売又はサービスの提供等とします。

商品券の禁止事項等

不動産又は金融商品、たばこ、電気料金、電話料金、NHK受信料、水道料金、馬券などの公営ギャンブル、宝くじ出資や債務の支払い、有価証券の購入、商品券やプリペイドカードの購入（ビール券やテレホンカード、など）切手や官製はがき、交通機関の定期券の購入、税金や公共施設使用料など国や県、町への支払い 等

商品券の販売

額面「500 円商品券」を10枚で1綴りとする、1冊5,000 円分の商品券を1冊4,000 円で28,500 冊販売します。

商品券購入対象者：「扶養外住民税非課税者」「3歳未満児子育て世帯対象児童」

また、1人当たりの購入上限は、5冊まで

商品券の販売場所

大磯町内郵便局 平日のみ。 9時～17時まで
大磯町 土日については・9月28日(土)～10月27日(日)までの間
町役場本庁（東小磯183）の特設販売窓口で販売（9時～12時まで）

販売期間

2019年9月24日（火）から2020年3月31日（火）まで。

有効期間

2019年10月1日（火）から2020年3月31日（火）まで。

換金方法

原則として10月1日(火)から換金申込書に必要事項をご記入の上、使用済みの商品券を中南信用金庫本店・町内の各支店又は大磯町商工会に持参してください。翌日にあらかじめ登録いただきました口座へお振込します。

なお、詳細につきましては、別途ご連絡させていただきます。